

## (仮称)めんそーれ那覇市観光振興条例（案）

沖縄観光の玄関口である那覇市は、琉球王朝時代の往時の姿を今に伝える首里城跡、識名園、<sup>タマウドゥン</sup>玉陵、<sup>ソノヒヤンウタキイシモン</sup>園比屋武御嶽石門の世界遺産をはじめ、壺屋やちむん通り、首里金城町石畳道など歴史的文化遺産の宝庫であり、多くの観光客に親しまれている。また、各国との交易を通して人と文化の架け橋を目指してきた万国津梁の志は、現代にも受け継がれている。数多ある文化遺産と併せて、独自の伝統や多彩な芸能の保存及び継承は、今後の持続可能な沖縄観光の振興及び自立型経済の構築に寄与するものである。

さらに、戦後の復興期を経ても脈々と受け継がれてきたイチャリバチョーデーやウトウイムチの心は、国外からの観光客も増加する中、お互いの文化を認め合い、相互理解を深めることで、平和な社会の実現に貢献している。

このような認識の下に、市、市民、観光関係事業者及び観光振興団体が相互に連携を図り、観光資源を十分に活用し、一体となって魅力ある本市の観光を推進するため、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、観光の振興についての基本理念を定め、市の責務及び市民、観光関係事業者等の役割を明らかにするとともに、本市の豊かな地域資源を活用した観光の振興に関する施策の基本事項を定めることにより活力ある地域づくりを図り、本市の経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光資源 歴史的文化遺産、地域の良い景観、自然、伝統行事、文化その他観光振興に資する資源をいう。
- (2) 観光関係事業者 旅行業、宿泊業その他観光に関連する事業を営む者をいう。
- (3) 観光振興団体 観光の振興を目的として、観光関係事業者で組織される団体その他観光に関する活動を行う団体をいう。
- (4) 観光関係事業者等 観光関係事業者及び観光振興団体をいう。

### （基本理念）

第3条 観光の振興は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」という。)とする。

- (1) 市、市民、観光関係事業者等が一体となり、生活環境との調和に配慮しつつ、本市に住む人にも訪れる人にも魅力ある観光地づくりを目指すこと。
- (2) 本市が持つ観光資源を大切に守り、活かすことで地域も潤う持続可能な

観光地づくりを目指すこと。

(3) 国際平和に貢献する相互理解をもって、観光客を温かく迎え入れるウトゥイムチの心あふれる観光地づくりを目指すこと。

(4) 観光に関連する事業が市民に多様な就業の機会を提供すること等により地域社会において重要な役割を担うとの認識のもとに観光地づくりを目指すこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、観光関係事業者等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう協力及び調整を図るものとする。

3 市は、観光振興に関する取組への市民の参加及び観光関係事業者等の自主的な観光振興に関する取組を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

4 市は、観光資源の活用により魅力ある観光地の形成を図るため、市民及び観光関係事業者等との連携により、観光資源の保全等に必要な施策を講ずるものとする。

5 市は、市内における観光客の安全の確保を図るため、観光地における災害等に関する情報の提供その他事故の発生の防止等に必要な施策を講ずるものとする。

6 市は、沖縄県その他の地方公共団体と連携し、観光資源を有効に活用するために必要な広域的な観光の振興に関する施策の推進に努めるものとする。

7 市は、観光資源を活かして姉妹都市及び友好都市との交流に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する理解及び関心を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、観光客を温かく迎えるとともに、地域の歴史、文化を大切に継承し、観光資源を活用した観光地づくりに参画するよう努めるものとする。

3 市民は、地域の美化に努め、まちの景観を美しく保つことに努めるものとする。

(観光関係事業者の役割)

第6条 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、観光客に快適なサービスを提供する等、観光客の満足度の向上に努めるものとする。

2 観光関係事業者は、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化を図られるよう努めるものとする。

3 観光関係事業者は、市が実施する観光の振興に関する施策の趣旨を理解し、事業を実施するよう努めるものとする。

(観光振興団体の役割)

第7条 観光振興団体は、基本理念にのっとり、観光関係事業者間の連携の推進を図るよう努めるものとする。

2 観光振興団体は、観光情報の発信、観光客の誘致及び受入体制の整備に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 3 観光振興団体は、市が実施する観光の振興に関する施策の趣旨を理解し、事業を実施するよう努めるものとする。

(基本計画)

- 第8条 市長は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 観光の振興に関する基本方針
- (2) 観光の振興に関する総合的な目標
- (3) 観光の振興に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を定めるに当たり、那覇市観光審議会(那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第2条別表)、市民及び観光関係事業者等の意見を聴かなければならない。

(人材育成)

- 第9条 観光の振興に寄与する人材を育成するため、市及び観光関係事業者等は、連携して、観光関係事業者等に従事する者の知識及び能力の向上を図るよう努めなければならない。

(迷惑行為の禁止)

- 第10条 何人も、観光地としての良好な環境を保つため、公共の場所における看板の設置、観光客への付きまとい及び拒絶の意思を示している観光客への土産品店、飲食店その他観光客の利用する施設への客引き行為等の規則で定める迷惑行為をしてはならない。

(指導)

- 第11条 市長は、前条に違反した者に対し、当該違反の是正のために必要な指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の指導をあらかじめ指定する者に行わせることができる。

(委任)

- 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条の規定は、平成27年 月 日から施行する。